

松山市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚並びに地域の防災力強化を図るため、クリーンエネルギー自動車を導入する者に対し、予算の範囲内で松山市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) クリーンエネルギー自動車 使用の本拠の位置を松山市内に設定して初度登録（中古の輸入車の初度登録を除く。）し、主に松山市内で使用する4輪以上の電気自動車及び燃料電池自動車をいう。ただし、試乗車、展示車その他の販売を促進するためのものを除く。

(2) 電気自動車 搭載された電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車又は自転車であって、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、事業用自動車を除く。

ア 検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185条）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

イ 原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、本市の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けているものに限る。第5号において同じ。）であって、国土交通大臣から型式認定を受けたもの

(3) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動する電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車であって、国土交通大臣から型式指定を受けたものをいう。ただし、事業用自動車を除く。

(4) 事業用自動車 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第6項に規定する貨物利用運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1

項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

(5) 太陽光発電システム 太陽電池を利用して電気を発生させるための設備及びこれに附属する設備であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 当該太陽光発電システムが発生させた電気が、設置された建物等又は当該建物等と同一敷地内の住宅若しくは事業所において消費されること。

イ 太陽電池のモジュールの公称最大出力の合計値（単位はキロワットとする。）が50キロワット未満であること。

ウ 低圧配電線に連結されること。

(6) 給電機能 電気自動車に、外部給電器又はV2H充放電設備を経由し、若しくは車載コンセント（AC100V/1500Wのものをいう。）から電力を取り出せる機能をいう。

(7) 航続可能距離 電気自動車にあつては一度の充電で走行できる距離、燃料電池自動車にあつては一度の水素充填で走行できる距離であつて、次に掲げる計測方法により計測されたもの（JC08モード又はNEDCモードで計測されたクリーンエネルギー自動車にあつては、当該計測された距離に10分の8を乗じて得た距離）をいう。ただし、原動機付自転車については、JC08モード相当での走行パターンによる計測方法に係る自社測定値の距離をいう。

ア WLTCモード

イ WLTPモード（WLTCモードでの計測結果がないクリーンエネルギー自動車に限る。）

ウ JC08モード（WLTCモード及びWLTPモードでの計測結果がないクリーンエネルギー自動車に限る。）

エ NEDCモード（WLTCモード、WLTPモード及びJC08モードでの計測結果がないクリーンエネルギー自動車に限る。）

2 前項第7号の航続可能距離は、キロメートルで示した値とする。

（交付の対象及び条件）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内で使用するクリーンエネルギー自動車を導入し、かつ、市内に住所を有する個人若しくは市内に事業所を有する法人（以下「使用者」という。）又は市内で使用されるクリーンエネルギー自動車を市内に住所を有する個人若しくは市内に事業所を有する法人にリースする者で、次の各号のいずれ

にも該当するものとする。ただし、市長が適当と認めたときは、この限りでない。

- (1) 使用者又はリースを受ける者が市税を滞納していないこと。ただし、リースにおいては、所有者も市税の滞納がないこと。
- (2) 当該クリーンエネルギー自動車について、市が行っている他の制度による助成を受けていないこと。
- (3) 当該クリーンエネルギー自動車に給電機能がある場合は、災害等による停電時、当該クリーンエネルギー自動車の使用者が地域のために給電活動等を行う意思を表明すること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体及び独立行政法人等の公法人並びにこれらが50%以上出資する団体でないこと。
- (6) 補助金の交付を受けることができる者が当該クリーンエネルギー自動車をリースした者であるときは、当該クリーンエネルギー自動車に係るリース料金から補助金額相当分を差し引いて契約しなければならないこと。

2 補助金の交付は、次のとおりとする。

- (1) 使用者ごとに1年度につき1回であること。ただし、当該使用者が当該年度内にリースを受けたことがある者であって、当該リースに係るクリーンエネルギー自動車について当該リースをした者が既に補助金の交付を受けている場合にあっては、補助金の交付を受けることができない。
- (2) 1のクリーンエネルギー自動車につき1回であること。
- (3) クリーンエネルギー自動車をリースする者にあつては、1のリースを受ける者につき1年度につき1回であること。ただし、リースを受ける者が当該年度内に既に補助金の交付を受けている場合にあっては、補助金の交付を受けることができない。

（補助対象経費）

第3条の2 補助対象経費は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 車体本体価格（車体本体価格の値引きがある場合は値引き後の額）
- (2) リース契約額

（補助金額の算定方法）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げるクリーンエネルギー自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。（当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる）。

(1) 給電機能なしのクリーンエネルギー自動車 次に掲げる金額のうち最も低い額

ア 補助対象経費の実支出額

イ 航続可能距離に250を乗じて得た額

ウ 200,000円

(2) 給電機能ありのクリーンエネルギー自動車 次に掲げる金額のうち最も低い額

ア 補助対象経費の実支出額

イ 航続可能距離に500を乗じて得た額

ウ 200,000円

2 太陽光発電システムについて、次の各号のいずれにも該当する場合は、100,000円を前項の補助金額に加えるものとする。

(1) 補助金の交付を受けることができる者又は1親等以内の親族である者が電気事業者と電力供給契約を締結していること。

(2) 当該太陽光発電システムが発電させた電気を使用する「使用の住所」が当該電気自動車の自動車検査証に記載の「使用の本拠の位置」又は「使用者の住所」と同一であること。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該クリーンエネルギー自動車の初度登録を受けた日から起算して1年以内に、松山市クリーンエネルギー自動車等導入促進補助金交付申請書（様式第1号）に市長が必要と認める書類等を添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、当該者が当該クリーンエネルギー自動車をリースした者であるときは、松山市クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付申請に伴う確認書（様式第2号）を添付しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に係る事務手続を当該自動車の販売者等に代行させることができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、松山市クリーンエネ

ルギー自動車等導入促進補助金交付決定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、当該申請書に形式上の不備があると認めるときは、申請者（前条の規定により事務手続を代行させた場合にあっては、当該事務手続を代行した者）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、当該申請者が当該期間内に補正をしないときは、同条の規定による申請をしなかったものとみなす。

3 第1項の規定による審査は、前条の規定による申請（前項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正後の申請）を受け付けた順序により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める請求書を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めるとき。

（処分の制限等）

第9条 交付決定者は、補助金の交付を受けたクリーンエネルギー自動車を初度登録を受けた日から4年以内において処分しようとするときは、別に定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により処分を承認するときは、別に定めるところにより、交付決定者に補助金の額に相当する額の返還を命じることができる。ただし、補助事業者の責によらない事由により処分する場合その他市長が特に認めるときは、この限りでない。

（協力）

第10条 市長は、必要と認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付決定を受けたクリーンエネルギー自動車の使用状況、災害時の活用方法等に関する情報の提供等の協力を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の第5条1項の規定により行われた交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。